

Title	日本における歴史教育と日中関係：中学・高校の歴史教科書を手がかりに
Sub Title	The history education in Japanese schools and Japan-China relationship
Author	段, 瑞聡(Duan, Rui Cong)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2001
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 言語・文化・コミュニケーション No.27 (2001. 12) ,p.25- 44
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20011207-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本における歴史教育と日中関係

——中学・高校の歴史教科書を手がかりに——

段 瑞 聡

1 はじめに

学校における歴史教育は学生が自国および他国に対する認識を形成する出発点であると思われる。長い間、日中関係に影響を及ぼす最大の要因の一つは「歴史認識」問題であった。そのような問題が生じた原因は、両国における歴史教育、とりわけ学校における歴史教育に密接に関連している。歴史教科書の編集の如何は、時には両国の外交関係にも多大な影響を及ぼしてしまう。1982年の教科書問題はその典型的な例である¹⁾。

筆者は他稿において中国における歴史教育と日中関係についての考察を行った²⁾。本稿においては日本の中学・高校の歴史教科書を分析することによって、主に以下の3つの問題を検討する。

第1は、日本の教科書制度についてである。ここには教科書の出版と発行・編集・検定・採択の4つの段階が含まれる。この一連の過程に対する考察を通じて、日本政府すなわち文部省³⁾が教科書の編集と作成過程においてどのようにかかわっているかを明らかにすることができると考えられる。

第2は、日本の中学・高校の歴史教科書では、近現代における日中関係がどのように取り上げられているかを考察することである。中国の歴史教科書との比較を通じて、日中関係をめぐる両国の教科書の記述にはいかなる相違点があるかを明らかにする。その結果今後の日中関係を発展させるために何が必要なのかを検討する。

そして第3は、今後の日中両国の歴史教育の動向を展望し、両国の歴史教育が日中関係にいかなる影響を及ぼしうるかを検討する。

2 日本における教科書採択までの過程

中国は1988年末に義務教育段階における小・中学校の「教学大綱（初審稿）」を発表した。これをきっかけに、教科書は従来の国定制から検定制へと変わった⁴⁾。1990年秋に、中国では7～8種類の歴史教科書が編纂されたといわれる⁵⁾。では、日本の教科書制度はいかなるものであろうか。ここで以下の4つの側面から考察してみる。

(1) 教科書の出版と発行

日本の全ての教科書は完全に民間の出版社から発行される。それらの出版社のなかには、教科書のみを出版しているものもあるが、その大多数は同時にその他の書籍の出版も行っている。もちろん、どの出版社でも教科書を発行することができるとは限らない。教科書を発行するためには、文部省の基準に達しなければならない。例えば、会社の資本金は一千万円以上で、教科書の編集を担当する人員は文部省の基準に達していることなどが挙げられる⁶⁾。

1999年現在教科書の出版会社をあわせて62社ある。小学校・中学校・高校の教科書を出版する会社はそれぞれ17, 18, 54社である。つまり、小学校もしくは中学の教科書だけを発行する出版社もあるが、高校の教科書だけを発行する出版社が多い。

では、それらの出版社のマーケット・シェアはどのようなものであろうか。2000年度用小学校・中学校・高校の教科書採択結果⁷⁾によれば、発行部数の上位3位は東京書籍、光村図書、教育出版の3社である。2000年度用教科書の発行部数は全部で1億5756万冊である。東京書籍だけで総数の21.3%に達している。上述した3社の発行数は総数の41.6%を占めている。ここからは少数の出版社が教科書市場を独占している傾向が見られる。そのような傾向は、文部省の教科書管理に有利であることは想像にかたくないであろう。

そのような傾向は、具体的な教科に絞ると、さらに明確になる。まず、中学歴史教科書の出版状況を見てみよう。1997年度の統計によれば、中学歴史教科書を発行する出版社は7社あり、発行総数は1,521,900冊である。そのうち、東京書籍だけで41.2%を占めており、次に大阪書籍(19.3%)、教育出版(17.8%)、日本書籍(12.9%)である⁸⁾。4社の発行数は総数の91.2%を占めている。しかも東京書籍の歴史教科書の発行数は、1975年から今日まで一貫して首位を保ってきた⁹⁾。

次に高校歴史教科書の出版状況を見てみよう。統計によれば、2000年度に高校歴史教科書を発行した出版社のなかで、世界史Aは9社10種類、世界史Bは8社19種類、日本史Aは6社7種類、日本史Bは9社19種類がある。発行量から見れば、第1位を占めるのは山川出版社である。世界史A、世界史B、日本史A、日本史Bのうち、山川出版社の発行量は高校歴史教科書発行総数の31.2%、57.7%、38.6%、60.0%を占めている。世界史A、世界史B、日本史Aの発行量の第2位は東京書籍である¹⁰⁾。以上の理由から、本稿では中学歴史教科書として主に東京書籍の、高校の歴史教科書として主に山川出版社と東京書籍のものを参考することにする。

(2) 教科書の編集

日本の教科書は民間の出版社によって編集される。しかし、出版社は教科書の執筆者を正社員として雇用するのではなく、大学と小中高校の教員に執筆を依頼する。一般的に、大学の教員を中心に、高校の教科書は大学と高校の教員、中学は大学と中学校の教員、小学校は大学と小学校の教員によって執筆される。執筆者の人数はまちまちであるが、たいがい10～20人前後である。

執筆グループの結成、編集方針の確定から教科書が正式に使用されるまで、通常4年間かかる。その意味では、出版社にとっては、教科書の編集は先行投資である。そのため、営利の面からしても、多くの出版社は文部省の検定に合格するために、学習指導要領にそって編集作業を進めざるをえない。

(3) 教科書の検定

教科書の原稿が完成した後、各出版社は原稿を「申請本」として文部省に提出し、検定を受けなければならない。文部大臣は専任の教科書調査官に審査を命じ、もし誤った箇所を見つけたら、出版社に知らせ、修正させる。修正後、「教科用図書検定調査審議会」（以下「審議会」）に提出し、審査を受ける¹¹⁾。

審議会は主に「義務教育諸学校教科用図書検定基準」と「高等学校の教科書の検定基準」に基づいて審査を行なう¹²⁾。具体的に言うならば、検定の基準は主に3つの部分からなっている。①審査の基本方針。すなわち、当該教科書は「教育基本法」の定めた教育目的と方針、および「学校教育法」の定めた学校の目的と教育方針に適しているかどうかを審査する¹³⁾。②各教科共通の条件。そのうち、内容の選択面においては、注目すべき点がある。すなわち、「政治や宗教の扱いは公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信

条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこと¹⁴⁾ということである。この点は、中国の歴史教科書の編集方針と異なるところである。③各教科固有の条件。例えば、中学社会科と高校地理歴史教科書の検定基準の1つは、いわゆる「近隣条項」というものがある。すなわち、「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること¹⁵⁾」である。この条項は、1982年の教科書問題が発生してから、教科書検定基準に追加されたものである¹⁶⁾。ある研究者は、「1982年の教科書問題は日本人の戦争認識を『被害から加害』に転換させた画期的事件であり、戦争認識に関する教科書記述を充実させた転換点といえる¹⁷⁾」と指摘している。

文部大臣は審議会の審査結果に基づき、教科書の合否を決定する。修正が必要とされる教科書に関して、文部省は文章をもって申請者に知らせる。申請者はそれを修正した後、再度審議会に提出し、審査を受けてから、文部大臣によって合否が決められる。不合格とされる教科書に対して、事前にその理由を知らせ、申請者は異議申立てができる。不合格とされた場合、修正を経た後、再度申請することができる。また、すでに検定に合格した教科書に関して、文部大臣が誤りもしくは適切ではない箇所があると判断した場合、出版社に訂正の勧告をすることができる。

教科書は一般的に4年毎に1回審査を受ける。文部省の検定に合格するために、出版社と執筆者は文部省の意見にしたがって編集もしくは修正をしなければならない。そうすると、執筆者は完全に個人の見解通りに執筆することができなくなる。本来、日本は民主主義国家として、学問と言論の自由が尊重されるはずである。しかし、教科書の編集過程における文部省の関与という点からみると、日本の歴史教育は政府からの政治的影響を受けているといえる。

(4) 教科書の採択¹⁸⁾

教科書の採択権は学校の種類によって異なる。原則上、公立学校で使用される教科書については、その学校の所属する市町村もしくは都道府県教育委員会に権限がある。国立・私立学校で使用される教科書の決定権は校長にある。

検定に合格した後、出版社は科目・使用学年・書名・著作者名などを含む書目を文部大臣に届け出る。文部大臣はそれに基づいて教科書目録を作成し、都道府県教育委員会を通じて、各学校や市町村教育委員会に送付する。この目録に登録されていないものは、教科書として採択できないことになっている。また、採択の参考に供するため、出版社は教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国・私立学校長に送付する。

適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長および教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成される教科用図書選定審議会を設けて、採択の対象となる教科書について調査・研究する。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを市町村教育委員会と国・私立学校長に送付する。また、都道府県教育委員会は学校の校長及び教員、一般住民の調査・研究のため、毎年6月から7月にかけて、教科書センター等で教科書展示会を行なう¹⁹⁾。

日本では、小・中学校は義務教育なので、教科書は無償である。都道府県教育委員会は、市もしくは郡の区域またはこれらの区域をあわせた地域を採択地区として定め、地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することになっている²⁰⁾。近年、全県(道・府)において1教科につき1, 2種類しか採択しないと定める道府県教育委員会が増えつつある。1997年度用歴史教科書の中、1種類しか採択されなかった県(道・府)は13になり、2種類を採択したのは、16の県(道・府)があった。3種類以上を採択した県(道・府)は半数にも満たさなかった。そのような現象は「『県定』教科書化」と称されている²¹⁾。もし学校もしくは市町村教育委員会が都道府県教育委員会の決定に従わず、独自に教科書を採択するならば、教科書が有償となる。ここからも分かるように、教科書の採択にあたり、都道府県教育委員会が大きな権限を有しており、学校現場の希望と異なる教科書が採択されることが考えられる。

以上で分かるように、日本の教科書制度は主に発行・編集・検定・採択の4つの部分からなっている。教科書の検定にあたり、文部省が大きな権限を有しており、教科書の採択にあたり、都道府県教育委員会の権限が大きい。そこで、ある研究者はそのような体制を「民編国管」体制と称している²²⁾。日本の教科書制度は、日本政府の教育方針を反映しているといえる。歴史教科書に限っていうならば、中学・高校歴史教科書の中の近現代日中関係に関する記述を考察することによって、日本政府の近現代日中関係に関する認識に迫ることができると考えられる。

3 日本の歴史教科書の中の近現代日中関係

(1) 学校教育における歴史教育の位置づけ

日本の小・中学校・高校の学制は6・3・3制である。学校の教科は基本的に文部省が告示した「学習指導要領」²³⁾に基づいて設置される。1989年以前、小・中学校と高校では、歴史の授業は独立して設置されたのではなく、社会科の一部であった。1989年3月に文

部省は小・中学校と高校「学習指導要領」を告示した。それらによれば、1992年4月より小学校第1, 2学年の「社会」が取りやめられ、第3学年から開設することになった。中学「学習指導要領」は、1993年4月より施行された。「社会」の構成は、それまでと変わらず、〔地理的分野〕,〔歴史的分野〕,〔公民的分野〕からなっている。高校の「社会」が取りやめられ、1994年4月より「地理歴史」,「公民」が開設されることになった。

1989年の小学校「学習指導要領」によれば、小学校第6学年の教科書の中で初めて日本史と世界史に関する簡単な知識が取り扱われることになっている²⁴⁾。そこで、本稿では小学校段階の歴史教育は特に取り上げないことにする。

中学の「社会」は必修科目である。そのうち、〔地理的分野〕と〔歴史的分野〕は、中学第1, 2学年に同時に開設し、〔公民的分野〕は第3学年に開設することになっている²⁵⁾。中学各学年の総授業時数は1050単位時間（1単位時間は50分）である。その中で、第1, 第2学年の「社会」はいずれも140単位時間を占めている。総授業時数での割合でいえば、第1学年ではわずかに「国語」（175単位時間）に次いで、第2学年では「国語」・「数学」と同様である²⁶⁾。中学における歴史教育は、重要な位置におかれていると考えられる。

高校の「地理歴史」は、世界史A, 世界史B, 日本史A, 日本史B, 地理A, 地理Bの6種類からなっている。高校「学習指導要領」によれば、「地理歴史」の授業で4単位以上を履修しなければならない。その中から、世界史A（2単位）と世界史B（4単位）のいずれかを必ず履修することになっている。残りの日本史A（2単位）, 日本史B（4単位）, 地理A（2単位）, 地理B（4単位）の中から1科目を履修すればよい。1単位につき35単位時間（1単位時間は50分）で単純計算すると、高校の「地理歴史」の総時間数は少なくとも140時間以上となる²⁷⁾。しかし、それにもかかわらず、高校で世界史と地理のみを履修し、日本史を履修しない学生がでてくる可能性がある。その意味では、中学における歴史教育はいっそう重要のように思われる。

しかし、現在、多くの大学では「日本史」が依然として入試科目とされているため、高校で「日本史」を履修する学生は、従来に比べそれほど減少していないといわれる。1996年以降、「日本史」の履修率は依然として70%前後に達しており、以前に比べると大きな変化が見られない。2000年度センター試験の結果によると、世界史Aと世界史Bの受験生は全部で10万8035人であるのに対し、日本史Bの受験生は14万9251人に達しており、日本史Aの受験生はわずか5271人であった²⁸⁾。ここからも分かるように、高校で日本史Bを履修する学生が依然として多いのである。

日本の歴史教科書の時期区分は中国のものとは異なっている。中国の歴史教科書は、主に

古代史（原始社会～清朝）、近代史（1840～1949）、現代史（1949～現在）の3つの部分からなっている。一方、日本の歴史教科書は主に原始時代・古代・中世・近世・近代・現代の6つの部分からなっている²⁹⁾。しかし、日中両国の教科書は、みないわゆる「ウエスタン・インパクト」を近代史の発端としている。

以上の状況から、筆者は中学の歴史教科書と高校日本史Bの教科書を手がかりに、これらの教科書の中で近現代における日中関係がどのように記述されているかを考察してみることとする。具体的に言うならば、中学の歴史教科書は、東京書籍の『新編新しい社会歴史』を、高校は主に山川出版社の『詳説日本史 改訂版』と東京書籍の『日本史B』を利用する³⁰⁾。もちろん、必要により文中ではほかの教科書も取り上げる。

(2) 歴史教科書の中の近現代日中関係

前節で触れたほとんどの歴史教科書においては、近代以降から1978年「日中平和友好条約」が調印されるまでの期間の日中関係史の重要な出来事に関する記述は見ることができ（表1参照）。しかも、中国の歴史教科書には記述されなかった点も見ることができる。しかし、日中関係史における重大な事件に関する両国の記述と評価を比較してみると、多くの相違が見られる。日本の歴史教科書では、一部の出来事に関する呼び方が統一されていない。その背景として、教科書の種類が多く、執筆者が異なるなどの要因が考えられるほか、文部省の検定も重要な要素として考えられる。ここでは、これらの問題について検討してみる。

1. 中国の歴史教科書で取り上げられなかった日中関係の事例。

(1) 「日清修好条規」³¹⁾。『新編新しい社会 歴史』第7章第4節の「中国と琉球」では、次のようなことが書かれている。「清とは、1871年、対等な立場での条約（日清修好条規）を結んだが、琉球の帰属問題で対立していた。薩摩藩の支配下にあった琉球は、清にも服属していたが、政府は1872年、日本領土であるとして琉球藩を置いた。清はこれを認めなかったため、政府は、台湾でおきた琉球漁民の殺害事件を理由に、1874年に台湾出兵を行い、清から賠償金を得た。日本は、これで琉球領有が認められたとして、1879年に、軍隊の力を背景に、反対する琉球の人々をおさえつけて、沖縄県を設置した」³²⁾。

このパラグラフは主に沖縄県の成立過程を述べている。一方、中国の歴史教科書には「日清修好条規」に関する記述がなく、中学『中国歴史』（第3冊）第11課「19世紀中後期の辺境危機」においては次のように述べている。つまり、「アメリカは早くから中国の

表1 日本の歴史教科書の中の中国と中国人

年 代	事 件	人 物
1840-42	アヘン戦争(19)⑥, 南京条約(2)③	
1851-64	太平天国(7)④	洪秀全
1856	第2次アヘン戦争(12)④, 天津条約(4)①	
1871	日清修好条規(18)⑦	
1874	台湾出兵(19)⑦	
1885	天津条約(中日)(18)⑦	李鴻章(18)⑥
1894-1895	日清戦争(19)⑦, 下関条約(19)⑦, 三国干渉(19)⑦, 台湾総督府(15)③, 中国分割(12)③	
1899	義和団(19)⑦, 義和団事件(12)⑤, 北清事変(19)⑥, 台湾銀行(18)⑤	
1901	北京議定書(17)④	
1904	日露戦争(19)⑦	
1905	中国同盟会(6)⑤, 三民主義(10)⑥	孫文(19)⑦
1906	関東都督府(15)⑤, 南満州鉄道株式会社(19)⑦	
1911	辛亥革命(19)⑦	
1912	中華民国(19)⑦	孫文, 袁世凱(19)⑦
1915	二十一ヶ条の要求(19)⑦, 漢冶萍公司(13)②	袁世凱
1917-18	西原借款(13)③	段祺瑞(13)③
1917	石井・ランシング協定(16)⑦	
1918	鞍山製鉄所(13)③	
1919	五・四運動(19)⑦, ヴェルサイユ条約(19)⑦, 国民党(中国)(14)⑤	
1921	中国共産党(18)⑦	
1921-22	ワシントン会議(18)⑦, 九カ国条約(19)⑥	
1924	第一次国共合作(17)⑤	
1925. 5. 30	五・三〇事件(5)②	
1927	国民政府(南京)(14)⑥, 北伐(19)⑦	蒋介石(19)⑦
1927. 5	山東出兵(18)⑦	
1928. 5	第2次山東出兵(9)②, 済南事件(13)③	
1928. 6	関東軍(19)⑦, 張作霖爆殺事件(15)⑦	張作霖(19)⑦
1931. 9. 18	満州事変(19)⑦	
1932. 1	上海事変(15)⑥	
1932. 3	満州国(19)⑦	溥儀(19)⑥
1932. 9	日満議定書(18)⑥	
1933	塘沽停戦協定(11)①, 華北分離工作(10)③	
1936. 12	西安事件(18)⑦	蒋介石, 張学良(18)⑦

日本における歴史教育と日中関係

1937. 7. 7	盧溝橋事件(19)⑦	
1937. 9	第二次国共合作(18)⑦, 抗日民族統一戦線(16)④	
1937. 12	南京大虐殺(14)⑥, 南京事件(7)③	
1940	新国民政府(9)④, 南京政府(9)①	汪兆銘(17)⑥
1941. 12. 8	太平洋戦争(19)⑦	
戦時	731部隊(6)③, 従軍慰安婦(14)⑥, 中国人の強制連行(14)⑤, 三光作戦(7)⑤, 朝鮮人・台湾人の徴兵制(11)⑦	
1943. 11	カイロ宣言(16)⑥, 大東亜会議(13)⑤	
1945	ヤルタ会談(16)⑥, ポツダム宣言(19)⑦, 中国残留孤児(14)⑤	
1945. 10	国際連合(19)⑥	
1945. 11	中国内戦(16)⑦	
1946	極東委員会(18)⑦, 対日理事会(16)⑦	
1946-48	極東国際軍事裁判(19)⑦	
1949. 10	中華人民共和国(19)⑦	毛沢東(18)⑦
1949. 12	台湾(国民政府)(18)⑥	
1950-1953	朝鮮戦争(19)⑦, 中国人民義勇軍(15)⑤	
1951. 9	サンフランシスコ平和条約(19)⑦	
1952. 4	日華平和条約(13)③	
1954. 6	平和五原則(11)⑤	周恩来(14)⑤
1955. 4	アジア・アフリカ会議(17)⑤	
1966	文化大革命(11)①	
1972	米中国交正常化(8)①, 日中共同声明(19)⑤	
1978. 8	日中平和友好条約(18)⑤	
1989	天安門事件(4)①	鄧小平(1)

注：本表は、①田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』, 東京書籍, 2000年, ②尾藤正英ほか『日本史B』, 同前, ③石井進ほか『詳説日本史 改訂版』, 山川出版社, 1999年, ④全国歴史教育研究協議会編『日本史B用語集 改定新版』, 同前, 2000年, 参照して, 筆者作成。

なお、()の中の数字は、当該用語が現行高校日本史B教科書全19種(1999年4月現在)のうち何種の教科書に出ているかという頻度数を示すものであり、○の中の数字は、日本史A教科書全7種に出ている頻度数を示している。その用語が同一教科書に何回でも頻度は1回に算定してある。

台湾に野心をもっていた。1860年代、アメリカは軍隊を派遣し、瑯嶠に上陸した。台湾人民が勇み立って抵抗し、侵略軍を撃退した。その後、アメリカは台湾への日本の侵略を支持し、中に立って利益を得ようとした。1870年代、日本は出兵して、瑯嶠に上陸した。台湾の軍民は断固として抵抗して反撃を加え、日本軍は膠着状態に陥った。イギリス・アメリカ・フランスなどが『調停』役を買って出てきたため、日本が中国に白銀50万両を賠償させ、軍隊を台湾から撤退する条件とした³³⁾。このように、中国の歴史教科書では、日本軍の台湾出兵が日本の侵略戦争を発動する出発点とされており³⁴⁾、台湾が中国の領土であることが強調されている。

(2) 日清戦争後の台湾に対する日本の植民地支配。『新編新しい社会 歴史』第7章第3節には、次のようなことが書かれている。つまり、「台湾を領有した日本は、台湾総督府を設置して、住民の強力な抵抗を武力で鎮圧し、植民地支配をおし進めた³⁵⁾。同じページに「武装した台湾の民衆」という写真が付されており、写真の下には「日本への割譲に反対して、激しい台湾独立運動がおこった」と書かれている。

中国の高校『中国近現代史』第4章第2節の中で、「下関条約」(中国語では「馬関条約」)の影響について次のように書かれている。つまり、「台湾、澎湖列島の広大な領土の割譲によって、台湾が祖国と数十年にわたって隔離されるようになり、それがまた列強の中国を分割する野心を刺激した³⁶⁾。そこでは、台湾に対する日本の植民地支配について触れなかった。

2. 日中関係史上の重要事件に関する記述の比較

(1) 日清戦争。日清戦争の背景に関して、中国の教科書は朝鮮東学党の蜂起に言及しただけで、具体的な記述が見られなかった。一方、日本の教科書は、欧米列強によるアジア侵略に対する危機感を朝鮮出兵、膨脹政策の強化の直接的な原因としている³⁷⁾。日清戦争の過程に関して、中国の教科書には詳細な記述があるが、日本の教科書にはそれがなかった。中国の教科書では、「『下関条約』が中国の半植民地化を大いに深めた³⁸⁾」と強調しているが、日本の教科書も、日清戦争後の列強の中国に対する分割についての記述がある。

このほかに、注目に値することが2点ほどある。第1、日本の教科書には、日清戦争時の中国からの賠償金の使い道が図表をもって示されている。中国の中学歴史教科書では、賠償金総額だけに言及し、その具体的な使い道およびそれが日本に与えた影響に関しては触れていない。周知のとおり、日清戦争時の賠償金は、遼東半島を返還してもらうための代償を加算すると、白銀2億3千万両となる。それは、当時清朝政府の財政規模の3倍に

近く³⁹⁾、約3億6千万円に相当する。その中で、62.8%は軍備拡張費にあてられ、21.9%は臨時軍事費にあてられた。両者を合計すると、賠償金総額の84.7%にも達している。ここからも分かるように、日清戦争時の中国側の賠償金は、日本の軍事力の増強に決定的な役割を果たしたのである。

第2、日清戦争の日本に与えた心理的影響。『新編新しい社会 歴史』では、「条約改正の実現と日清戦争の勝利によって、日本は欧米と対等の国としての自信を深めるとともに、中国や韓国をさげすむ優越感を持ち始めた」⁴⁰⁾と書かれている。その後の中国や韓国に対して日本がとった一連の行動からみると、この記述は客観性をもつものであるといえる。しかし、中国の教科書ではそれに関する言及が見られない。

(2) 義和団事件。『新編新しい社会 歴史』第7章第3節では「義和団事件」について下記の通り記述している。「列強の中国分割に対して、清では排外運動がさかんとなり、1899年には義和団という団体を中心に民衆が蜂起した。義和団は翌年には北京の各国公使館を包囲したので、日本を主力とする連合軍が北京を占領してこれを鎮圧した（義和団事件）。清は、各国に賠償金を支払うとともに、華北における駐兵権を認めたため、清の半植民地化はさらに進んだ」⁴¹⁾という。

中国の中学歴史教科書では、「義和団事件」を「事件」ではなく、「運動」つまり「義和団運動」として捉えている。そのためか、教科書ではこの運動について一課を設け、義和団と八カ国連合軍との抗争過程を詳細に記述している。しかし、教科書では八カ国連合軍が北京を進攻した背景に関する記述は、義和団が「北京の各国公使館を包囲した」ためだという日本側の記述と異なっている。また、日本軍が八カ国連合軍の主力であったことにも言及されなかった。なお、中国の教科書には「辛丑条約」による賠償金の総額が4.5億両白銀にのぼると記述されているが、日本の『新編新しい社会 歴史』には、それに関する記述がなかった。

義和団賠償金は、39年間（1940年まで）で償還されることになっていた。利息を加えるとその総額は9.82億両に達し、さらに地方レベルの賠償金を加算すると10億両にのぼる。それは当時の清朝政府年間財政収入の12倍にも相当する金額である⁴²⁾。その後国際情勢の変化のため、その全額は支払われなかったが、1938年の時点ですでに6.5億両あまりが支払われた⁴³⁾。賠償金の支払いが中国にとって大きな負担になったことが容易に想像できる。

(3) 日露戦争の影響。『新編新しい社会 歴史』第7章第3節では日露戦争後の日本について次のように述べている。つまり、「日露戦争での日本の勝利は、インドや中国など

アジアの諸国に刺激をあたえ、日本にならった近代化や民族独立の動きが高まった。いっぽう、国民には、日本が帝国主義列強の一員になったという大国意識が生まれ、アジアに対する優越感が強まった」⁴⁴⁾。

この記述の前半が、日露戦争のプラスの面を強調しているように見受けられる。しかし、中国の中学の歴史教科書には日露戦争に触れておらず、高校世界近現代史の教科書の中で、日露戦争がはじめて取り上げられている。そこでは、日露戦争が「中国の東北と朝鮮を争奪するための帝国主義戦争」であると性格づけられ、「交戦の日・ロ双方がともに非正義的である」⁴⁵⁾とされている。

また、中国の高校世界近現代史の教科書において、日清戦争と日露戦争の影響について次のように述べている。つまり、日本は「朝鮮を占領し、中国の台湾などの領土を奪い取り、中国から大量の賠償金を得て、日本国内経済のより速い発展を促した。日本がまた自らの勢力を中国東北の南部にまで伸ばし、中国への侵略を拡大するために基礎を固めた。朝鮮が日本の植民地に成り果て、その時から1945年第二次世界大戦の終結まで、朝鮮人民が一貫して日本の植民地支配下におかれ、半世紀近くの苦難を経験していた。中国が日清戦争での敗北によって、半植民地半封建の度合いがいつそう強まった」⁴⁶⁾という。このように中国の教科書では日清戦争と日露戦争に対する評価は日本のものと異なっている。

(4) 「二十一か条の要求」。『新編新しい社会 歴史』第8章第1節では、「二十一か条の要求」について次のように記述している。すなわち、「第一次世界大戦が始まると、日本はドイツの中国における根拠地青島や、ドイツ領の南洋諸島を占領した。また、戦争でアジアから勢力を後退させた列強のすきをついて、中国での権益の拡大をはかり、1915(大正4年)、中国に二十一か条の要求をつきつけ、1) 山東省のドイツ権益を引きつぐ、2) 旅順・大連の租借期間の延長、などの要求を認めさせた。しかしこれは、中国の主権をおかすものであったため、中国民衆の反日感情が爆発した」⁴⁷⁾という。

以上、日本の教科書は「二十一か条の要求」が中国の主権を侵したものであるとしているが、「中国の警察行政および兵器工場は中日合弁」とすること、「中国政府は、日本人を政治・財政・軍事顧問として招聘する」⁴⁸⁾ことなど、より中国の主権に対する侵犯を表わすことのできる条項に関して触れていない。

(5) 満州事変。『新編新しい社会 歴史』第8章第3節では、満州事変について次のように記述している。つまり、「1927年、蒋介石の率いる中国国民党が、南京に国民政府を樹立して中国の統一に乗り出し、日本の権益が集中する満州でも国民政府の勢力が強まった。(原文、改行)中国での権益を確保するため、満州を中国から分離することを主張し

ていた現地の軍部（関東軍）は、1931（昭和6）年9月18日、奉天（現在の瀋陽）郊外の柳条湖で満鉄の路線を爆破し、それを機に軍事行動を開始した⁴⁹⁾という。

以上から分かるように、日本の教科書は国民政府の「満州」における勢力の増強を、関東軍が満州事変を発動した直接的な背景としているのである。しかし、中国の教科書の記述は異なっている。つまり、「1929年に資本主義世界では深刻な経済危機が発生した。日本帝国主義が経済危機から脱するために、中国侵略のステップを速めた。東北に駐在する日本の関東軍が、1931年9月18日夜、南満鉄道柳条湖あたりの軌道を爆破したが、反対にそれが中国の軍隊によって破壊されたと主張した。彼らがそれを口実に、東北軍駐屯地の北大営を砲撃し、瀋陽を占領した。それがすなわち『九・一八』事変である⁵⁰⁾という。ここから分かるように、中国の教科書では世界経済危機が満州事変の発生した主な背景とされている。

(6) 日中戦争。『新編新しい社会 歴史』第8章第3節では、日中戦争の勃発について次のように述べている。すなわち、「満州を支配下に置いた日本は、さらに華北に侵入した。1937（昭和12）年7月7日、北京郊外の盧溝橋でおこった日中両国軍の武力衝突（盧溝橋事件）により、宣戦の布告が行なわれないうまま日中戦争が始まった。戦火は華北から華中に拡大し、日本軍は、同年末に首都南京を占領した。その際、婦女子をふくむ約20万人ともいわれる中国人を殺害した（南京大虐殺）⁵¹⁾という。

この記述は以下の2点で中国の教科書の記述と異なっている。第1は、盧溝橋事件発生の過程である。中国の中学歴史教科書では、「1937年7月7日夜、日本侵略軍が北平南西の盧溝橋を進撃し、前々から企んでいた全面的な侵略戦争を発動した。中国の軍隊が奮い立って抵抗し、全国的な抗日戦争がここから勃発した⁵²⁾と記述している。

日中双方の記述を比較してみると、日本の教科書では盧溝橋事件発生の責任に関する明確な記述がないが、中国の教科書ではそれが日本軍の「前々から企んでいた」侵略戦争であるとされている。中国側が教科書にしる、論文・研究書にしる、盧溝橋事件を「事件」ではなく、あくまでも「事変」としている。

盧溝橋事件発生の原因に関しては、すでに多くの研究⁵³⁾がなされている。しかし、日中両国の研究者の意見が依然平行線のままのようである。つまり、日中のどちらが先に「第1発」を打ったかという議論が残されている。それは日中両国の教科書に事件の過程が詳述されない主な原因であると考えられる。

第2、南京大虐殺の死者数である。中国の中学歴史教科書には次のように記述されている。つまり、「戦後極東国際軍事裁判の統計によれば、日本軍が南京を占領した後の6週

間の間、無抵抗な中国人住民と武器を捨てた兵士を30万人以上虐殺した⁵⁴⁾という。長い間、中国政府が一貫してこの数字を主張し続けてきたことは周知の通りである⁵⁵⁾。

しかし、日本の歴史教科書では、南京大虐殺に関する記述がさまざまである。ここでは、高校歴史教科書の中で最も発行部数の多い山川出版社の『詳説日本史 改訂版』と東京書籍の『日本史B』を取り上げてみよう。

東京書籍の『日本史B』は、日本軍の南京占領に関する「注」の中で、南京大虐殺について次のように解説している。つまり、「日本軍は、数週間のあいだに南京市街地の内外で、婦女子をふくむ多くの中国人を殺害した。その数は、捕虜もふくめて20万人にもおよぶと推定されている。この事件は南京大虐殺として諸外国から非難をあげたが、日本国民はその事実を知らされなかった⁵⁶⁾」という。

また、山川出版社の『詳説日本史 改訂版』においても、日本軍の南京占領に関する「注」として、南京大虐殺が取り上げられている。つまり、「日本軍は非戦闘員をふくむ多数の中国人を殺害し、敗戦後、東京裁判で大きな問題となった（南京事件）」⁵⁷⁾という。ここでは、「南京大虐殺」としてではなく、「事件」とされており、しかも具体的な被害者の数が明示されていない。

そのような状況が生じた主な原因は、学术界では南京大虐殺の真相に関していまだに議論が残されていることにある⁵⁸⁾。しかし、ここでもう一つ注目すべきは、文部省の検定が教科書の記述に与えた影響である。ここからは南京大虐殺に関する記述を例に、教科書の検定過程における文部省の役割を検討してみる。

1996年度と1997年度文部省は、それぞれ清水書院『日本史A』（1998年度使用）と実教出版『日本史A』（1999年度使用）の「南京大虐殺」の記述に対して修正を求めた。

清水書院『日本史A』の「申請本」では、「南京大虐殺として国際的な非難をあげた。死者の数は戦闘員を含めて、占領前後の数週間で10数万人に達した⁵⁹⁾」と記してある。それに対して、文部省は「被害者数については定説があるわけではない」という検定意見を出した。それを受けて、清水書院は「(前略)死者の数は戦闘員を含めて、占領前後の数週間で10数万人に達したと推定される」と修正を加えた。つまり、「推定」という断定的ではない用語を付け加えたことによって、文部省の検定に合格したわけである。

一方、実教出版『日本史A』の「申請本」では、南京大虐殺について次のように記述していた。つまり、「1937年12月、日本軍は国民政府の首都南京を占領した。その前後数週間のあいだに、日本軍は南京市内外で捕虜・投降兵をはじめ婦女子も含む中国人約20万人を殺害し、略奪・放火や婦女子への暴行を行なった。(中略)(原文、改行)(側

注) 現在、中国の南京市郊外の虐殺現場には侵華日軍南京大屠殺遇難同胞紀念館（1985年8月15日開館）がたてられている。中国は無辜の市民や武器を捨てた兵士など30万人以上の人々が日本軍によって虐殺されたと発表している⁶⁰⁾という。

この記述に対する文部省の検定意見は次の通りである。つまり、「南京事件の犠牲者数については、種々の議論がなされていることを踏まえて記述を再考していただきたい。また、本文が『日本軍は……約20万人を殺害し』と記述する一方で、注は『30万人以上の人々が日本軍によって虐殺された』と記述するのは整合性がとれていない」という。

前者に関して、実教出版は犠牲者数の前に「推計」の2文字を付け加えた。つまり、「(前略) 日本軍は南京市内外で捕虜・投降兵をはじめ婦女子も含む中国人推計約20万人を殺害し」た、と修正を施した。また、後者に関しては、「(前略) 中国は無辜の市民や武器を捨てた兵士など30万人以上（戦闘による犠牲者を含む）の人々が日本軍によって虐殺されたと発表している」と修正した。

上に取り上げた例だけを見ると、南京大虐殺の犠牲者数に関しては、少なくとも「多数」・「10数万人」・「約20万人」・「30万人以上」といった4種類の言い方が挙げられる。前3種類の言い方に関して、文部省は定説がないとしながらも、それらの教科書が若干の修正が施された後、検定に合格した。最後の言い方は、中国側の主張を引用したものであるが、文部省はそれが適切ではないと明確に否定しているわけではない。では、文部省ははたしてどのような基準をもっているのであろうか。確かに、犠牲者数を1桁、2桁ないし3桁まで確定することは不可能かもしれない。そうであれば、日本政府を代表するという立場から、文部省が事件の性質などに関するガイドラインを制定する必要があるのではないかと思われる。確かに学問と言論の自由を尊重する立場から、検定制度を設けるのは適切ではないかもしれない。しかし、現時点では日本政府が検定制度を廃止する傾向は見られない。文部省が今後も教科書に対する検定を継続させるならば、いわゆる「近隣条項」をより忠実に遵守すべきではないかと思われる。

以上、日中関係史における重大な出来事に関する両国の歴史教科書の記述を比較・検討してきた。同一事件に関しても両国の記述には多くの相違があった。日本と中国の政治制度および歴史の発展過程を考えると、日中両国が共通した歴史認識に到達するのはとうてい不可能かもしれない。しかし、両国の歴史研究者と歴史教育者の対話を通じて、相互理解を深めることができると考えられる。日本の歴史教育者協会・日本教職員組合と中国教育工会はすでにそのような交流を開始し、かつ一定の成果を収めている⁶¹⁾。日中両国の相互理解と相互信頼を深めるために、今後いっそう交流を深めることが求められる。

四 今後日中両国の歴史教育の展開と日中関係——結びにかえて

文部省は、1998年12月と1999年3月にそれぞれ新しい小・中学校学習指導要領と高等学校学習指導要領を告示した。それらによれば、小・中学校は2002年4月から、高校は2003年4月より新指導要領を施行することになっている。新学習指導要領の実施は学校の歴史教育にも大きな影響を及ぼすと考えられる。

第1、授業時間の減少である。新学習指導要領では、生徒に自ら学び、自ら考える力を育成するための「総合的な学習の時間」を設けることが定められている。その上、2002年4月から小・中学校と高校は完全週5日制を導入することになっている。そのため、中学の授業は70単位時間（週当たり2単位時間）が削減され、高校の修得総単位数は現行の80単位以上から74単位以上に減縮されることになる。中学の歴史の授業時間は現行の140単位時間から105単位時間に減縮されるのである。

第2、授業内容の削減である。授業時間の減縮は必然的に授業内容に影響を及ぼしてしまふ。新学習指導要領に基づくと、各教科の内容は現在の7割程度に厳選されることになる⁶²⁾。現行の中学の「歴史的分野」は、「文明の起こりと日本、古代国家の歩みと東アジアの動き、武家政治の展開とアジアの情勢、世界の動きと天下統一、幕藩体制と鎖国、世界情勢の変化と幕府政治の行き詰まり、近代日本の歩みと国際関係、二つの世界大戦と日本、現代の世界と日本」⁶³⁾という9つの部分からなっている。しかし、新指導要領において、「歴史的分野」は時代区分が大きくされ、「歴史の流れと地域の歴史、古代までの日本、中世の日本、近世の日本、近現代の日本と世界」という5項目に絞り込まれた⁶⁴⁾。それに伴い、歴史教科書における日中関係に関する記述がより簡略化もしくは削減されることになるのであろう。

また、近年注目されている少子化の問題も歴史教育に大きな影響を及ぼしている。2009年に日本の大学がいわゆる全入の時代に突入すると予測されている。定員を確保するために、多くの大学は今から相次いで試験問題を簡単にしたり、試験科目を減らしたりしている。そのため、一部の高校生は歴史の授業に対して従来ほど重視しなくなるであろう。それはまた生徒の日中関係に対する理解にマイナス影響を及ぼすと考えられる。

一方、中国の歴史教育は今後どのように展開されていくのであろうか。2000年に中国教育部は「全日制普通高級中学歴史教学大綱（試験修訂版）」を公布した。その中では、中国近現代史が必修科目とされ、高校1年次から開設され、週3単位時間を履修すること

が定められている⁶⁵⁾。「教学大綱」においては、中国近代史がとりわけ重要な位置におかれている。つまり、「中国近代史は、中国がしだいに半植民地半封建社会に成り果てた屈辱の歴史であり、また同時に中国人民が民族の独立と社会の進歩を勝ち取り、反帝国主義・反封建の闘争を堅持し、かつ中国共産党の指導下で新民主主義革命の勝利を勝ち取るための歴史でもある」⁶⁶⁾という。ここからも分かるように、中国は今後も引き続き中国近代史の教育を強化していくのであろう。中国近代史といえば、その大半は、日清戦争から日中戦争にかけての日中関係史によって占められているといっても過言ではない。その意味では、近代史教育の強化は中国政府の日中関係の過去に対するこだわりをも現わしているといえる。

以上をふまえて、今後日中両国の歴史教育を展望してみると、筆者は今後両国青少年の近代日中関係に対する理解のギャップがますます拡大するのではないかと危惧してやまない。そのギャップをいかにして埋めるかは、両国の政府だけでなく、歴史研究者と歴史教育者にとっても真剣に取り組むべき課題である。

注

- 1) これに関しては、田中明彦『『教科書問題』をめぐる中国の政策決定』、岡部達味編『中国外交——政策決定の構造』、日本国際問題研究所、1983年、第6章、Caroline Rose, *Interpreting History in Sino-Japanese Relations: A case study in political decisionmaking*, Routledge, 1998. 参照。
- 2) 拙稿、「中国における歴史教育と日中関係」、『杏林社会科学研究』、第15巻第4号、2000年3月。
- 3) 2001年1月の省庁再編によって「文部省」が「科学技術庁」とともに「文部科学省」に名称変更されたが、本稿では「文部省」を用いる。
- 4) 中国研究所編『中国年鑑1993年版』、大修館、164頁。
- 5) 姫秉新主編『歴史教育学概論』、教育科学出版社、北京、1997年、101頁。
- 6) 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条、文部省大臣官房総務課編『文部法令要覧平成4年版』、ぎょうせい、1992年、296頁。
- 7) 「表1 2000年度用 小・中・高校用教科書発行者別採択冊数」、『教科書レポート2000』No.44、日本出版労働組合連合会、2000年、58頁。
- 8) 「1997年度用中学校各教科別・発行者別占有率」、『教科書レポート'97』No.41、日本出版労働組合連合会、1997年、64頁。
- 9) 「中学校教科書 教科別発行者数と占有率の推移・冊数」、同上、68頁。
- 10) 「高校各科目別・上位3社の占有率」、前掲、『教科書レポート2000』No.44、64～65頁。日本史Bの発行冊数の中、第2位は実教出版で、第3位は東京書籍である。
- 11) 教科書調査官は文部省の正式な職員であり、みな大学における教歴をもつ者である。審議会委員は、大学教授と小・中学校と高校の教員からなっている。
- 12) 「義務教育諸学校教科用図書検定基準」(1999年1月25日文部省告示第15号)、「高等学校の

- 教科書の検定基準」(1999年4月16日文部省告示第96号), 参照。
- 13) 「教育基本法」, 「学校教育法」の原文は, 前掲, 文部省大臣官房総務課編『文部法令要覧平成4年版』, 7頁, 101~115頁に収録されている。
 - 14) 「教科用図書検定基準」第2章, 文部省ホームページ。http://www.monbu.go.jp/special/kentei/00000002/gaiyou/04.htm
 - 15) 「義務教育諸学校教科用図書検定基準」(1999年1月25日文部省告示第15号), 第3章「社会科(地図を除く。)2-(4)」, 「高等学校の教科書の検定基準」(1999年4月16日文部省告示第96号), 「地理歴史科(地図を除く。)2-(3)」, 参照。
 - 16) 君島和彦『教科書の思想』, すずさわ書店, 1996年, 164頁。
 - 17) 同前, 185頁。
 - 18) 「教科書採択の方法」, 文部省ホームページ, 参照。
 - 19) 教科書センターは1956年に設置されたもので, 1999年4月の時点で, 全国には767箇所がある。
 - 20) 1999年4月の時点で, 全国には482の地区があり, 1県あたり平均して10の地区に分けられ, 1地区は平均して3つの市もしくは郡で構成される。
 - 21) 「1997年度用教科書の採択結果」, 前掲, 『教科書レポート'97』No.41, 60~61頁。
 - 22) 前掲, 君島和彦『教科書の思想』, 195頁。
 - 23) 戦後最初の「学習指導要領」は1947年に告示された。以降, 約10年ごとに改訂されてきた。最も新しい小学校・中学校「学習指導要領」(第6次改訂)は1998年12月に, 高校「学習指導要領」(第7次改訂)は1999年3月に告示された。その全文は, 『小学校学習指導要領』, 『中学校学習指導要領』, 『高等学校学習指導要領』(時事通信社, 1999年)に収録されている。
 - 24) 「小学校学習指導要領『社会』」, 柿沼利昭ほか編『改訂 中学校学習指導要領の展開 社会科編』, 明治図書出版, 1989年, 272~275頁。
 - 25) しかし, 埼玉県所沢市立視聴覚・教育センター指導主事齊藤敏男氏によれば, 第1学年では〔歴史的分野〕を, 第2学年では〔地理的分野〕を開設し, あるいは第1学年では〔地理的分野〕を, 第2学年では〔歴史的分野〕を開設することも可能である。——2000年9月14日, 筆者インタビュー。
 - 26) 「学校教育法実行規則(抄)」, 前掲, 柿沼利昭ほか編『改訂 中学校学習指導要領の展開 社会科編』, 237頁。
 - 27) 「高等学校学習指導要領『総則』」, 澁澤文隆ほか編『改訂 高等学校学習指導要領の展開 地理歴史科編』, 明治図書, 1990年, 297頁, 300~301頁。
 - 28) 山田朗「歴史教育と大学生の戦争意識」, 『中央公論』, 2000年9月号, 260~261頁。
 - 29) 田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』, 東京書籍, 2000年, 17頁。
 - 30) 前掲, 田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』, 石井進ほか『詳説日本史 改訂版』, 山川出版社, 1999年, 尾藤正英ほか『日本史B』, 東京書籍, 2000年。
 - 31) 「大日本国大清国修好条規」の全文は, 日本外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻, 原書房, 1965年, 文書45~47頁。「日清修好条規」の交渉・調印過程に関して, 鹿島守之助著『日本外交史 第2巻 条約改正問題』, 鹿島研究所出版会, 1975年, 280~285頁。
 - 32) 前掲, 田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』, 201頁。

- 33) 人民教育出版社歴史室編著『九年義務教育三年制初級中学教科書中国歴史』(以下『中国歴史』)第3冊,人民教育出版社,北京,1997年,62頁。
- 34) 人民教育出版社歴史室編著『九年義務教育三年制初級中学教科書中国歴史第三冊教師教学用书』,人民教育出版社,内蒙古,1996年,111頁。
- 35) 前掲,田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』,215頁。
- 36) 人民教育出版社歴史室編著『高級中学課本中国近代現代史』上冊(必修),人民教育出版社,北京,1997年,50頁。
- 37) 前掲,田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』,213頁。
- 38) 前掲,『中国歴史』第3冊,72頁。
- 39) 狭間直樹ほか著『データでみる中国近代史』,有斐閣,1996年,62頁。
- 40) 前掲,田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』,216頁。
- 41) 前掲,田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』,217頁。
- 42) 前掲,人民教育出版社歴史室編著『九年義務教育三年制初級中学中国歴史第三冊教師教学用书』,145頁。
- 43) 沈起煒主編『中学教学全書歴史巻』,上海教育出版社,上海,1996年,258頁。
- 44) 前掲,田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』,219頁。
- 45) 前掲,人民教育出版社歴史室編著『高級中学課本世界近代現代史』上冊(必修),123~124頁。
- 46) 同前,125頁。
- 47) 前掲,田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』,232頁。
- 48) 前掲,人民教育出版社歴史室編著『中国歴史』第3冊,140頁。「二十一か条の要求」に関する交渉文書は,竹内実編『日中国交基本文献集』上巻,蒼蒼社,1993年,136~209頁,参照。
- 49) 前掲,田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』,252頁。
- 50) 人民教育出版社歴史室編著『中国歴史』第4冊,人民教育出版社,北京,1998年,32頁。
- 51) 前掲,田邊裕ほか『新編新しい社会 歴史』,254頁。
- 52) 前掲,人民教育出版社歴史室編著『中国歴史』第4冊,48頁。
- 53) 例えば,李雲漢著『盧溝橋事変』(東大図書公司印行,台北,1987年),江口圭一『盧溝橋事件』(岩波書店,1988年),曲家源著『盧溝橋事変起因考論』(中国華僑出版社,北京,1992年),安井三吉『盧溝橋事件』(研文出版,1993年),秦郁彦『盧溝橋事件の研究』(東京大学出版会,1996年)がある。
- 54) 前掲,人民教育出版社歴史室編著『中国歴史』第4冊,54頁。
- 55) 南京大虐殺に関する中国側の統計資料としては,中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院合編『南京大虐殺』(中華書局,1995年)がある。
- 56) 前掲,尾藤正英ほか『日本史B』,298頁。
- 57) 前掲,石井進ほか『詳説日本史 改訂版』,324頁。
- 58) 南京大虐殺に関する研究については,李蓉「日軍侵華暴行」,李松林「台湾關於抗日戦争史的研究」,徐勇「日本關於侵華戦争及中国抗日戦争史的研究」(いずれも,郭徳宏主編『抗日戦争史研究評述』,中共党史出版社,北京,1995年所収),参照。
- 59) 「1996年度高等学校教科書の検定内容」,『教科書レポート'98』No.42,日本出版労働組合連

- 合会，1998年，60頁。(以下の内容もこれに参照)
- 60) 「1997年度高等学校用教科書の検定内容」,『教科書レポート'99』No.43,日本出版労働組合連合会,1999年,63~64頁。(以下の内容もこれに参照)
- 61) 日中両国の歴史研究者と歴史教育者の交流の成果として,日高六郎編『日本と中国——若者たちの歴史認識』(梨の木舎,1995年)が挙げられる。
- 62) 秋山仁「理想を掲げない教育には成果は見込めない」,『総合教育技術』,小学館,1999年1月号,16頁。
- 63) 「中学校学習指導要領『社会』」,前掲,柿沼利昭ほか編『改訂 中学校学習指導要領の展開 社会科編』,251~257頁。
- 64) 『中学校学習指導要領』,時事通信社,1999年,24~26頁。
- 65) 高校では,世界近現代史と中国古代史が選択履修で世界近現代史は高校2年次に,週に2単位時間,中国古代史は高校3年次に開設し,週に2.5単位時間を履修することになっている。葉小兵「關於高中歷史教学大綱(試驗修訂版)的一些重要調整」,『歷史教学』,天津,2000年第6期,23頁。
- 66) 前掲,葉小兵「關於高中歷史教学大綱(試驗修訂版)的一些重要調整」,『歷史教学』,23頁。